

平成 2 1 年川西町議会
第 2 回定例会会議録

開会 平成 2 1 年 6 月 1 5 日

閉会 平成 2 1 年 6 月 1 8 日

平成 2 1 年川西町議会
第 2 回定例会会議録

(第 1 号)

平成 2 1 年 6 月 1 5 日

平成21年川西町議会第2回定例会会議録（開 会）

| | | |
|--------------------------------|---|-------------|
| 招集年月日 | 平成21年6月15日 | |
| 招集の場所 | 川西町役場議場 | |
| 開 会 | 平成21年6月15日 午前10時 宣告 | |
| 出席議員 | 1番 松本史郎 2番 香川明英 3番 島田育浩 4番 宗行正昭 5番 今田吉昭 6番 寺澤秀和 7番 森本修司 8番 杉井成行 9番 中嶋正澄 10番 芝 和也 11番 大植 正 | |
| 欠席議員 | 12番 石田晏三 | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町長 上田直朗 副町長 松本ひろ子 教育長 森杉衛一 理事 大山泰司 産業建設部長・水道部長 松本公一 福祉部長 山嶋健司 総務課長 森田政美 企画財政課長心得 西村俊哉 教委総務課長 栗原 進 | |
| | 監査委員 木村 衛 | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議会事務局長 中峯潤子 議会事務局 高間隆弘 モニター係 吉仲真一 | |
| 本日の会議に付した事件 | 別紙議事日程に同じ | |
| 会議録署名 | 議長は会議録署名議員に次の2人を指名した | |
| 議員の氏名 | 9番 中島正澄 議員 | 10番 芝 和也 議員 |

川西町議会第2回定例会(議事日程)

平成21年6月15日(月) 午前10時00分開会

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 |
|-----|--------|--|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | | 会期の決定 |
| 第3 | | 諸報告 |
| | 報告2 | 平成20年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書 |
| | 報告3 | 平成20年度川西町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書 |
| | 報告4 | 定期監査報告について |
| 第4 | | 一般質問 |
| 第5 | 承認第1号 | 平成20年度川西町一般会計補正予算の専決処分について |
| 第6 | 承認第2号 | 平成20年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算の専決処分について |
| 第7 | 承認第3号 | 平成20年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算の専決処分について |
| 第8 | 承認第4号 | 平成20年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について |
| 第9 | 承認第5号 | 平成20年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分について |
| 第10 | 承認第6号 | 川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 第11 | 承認第7号 | 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 第12 | 承認第8号 | 平成21年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について |
| 第13 | 議案第26号 | 平成21年度川西町一般会計補正予算について |
| 第14 | 議案第27号 | 平成21年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について |
| 第15 | 議案第28号 | 平成21年度川西町老人保健特別会計補正予算について |
| 第16 | 議案第29号 | 平成21年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について |
| 第17 | 議案第30号 | 平成21年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について |
| 第18 | 議案第31号 | 平成21年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について |
| 第19 | 議案第32号 | 平成21年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について |
| 第20 | 議案第33号 | 平成21年度川西町水道事業会計補正予算について |

| | | |
|-----|--------|--------------------------|
| 第21 | 議案第34号 | 川西町国民健康保険条例の一部改正について |
| 第22 | 議案第35号 | 川西町道路線の認定について |
| 第23 | 選挙第4号 | 川西町選挙管理委員会の委員の選挙について |
| 第24 | 選挙第5号 | 川西町選挙管理委員会の補充員の選挙について |
| 第25 | 同意案第2号 | 川西町固定資産評価審査委員会の委員の選任について |

(午前10時00分 開会)

議長 (森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより平成21年川西町議会第2回定例会を開会いたします。

会議に先立ち、12番 石田晏三議員より本日の定例会への欠席届が提出されておりますので、御報告させていただきます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって議会は成り立ちましたので、これより会議を開きます。

町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町議長 (上田直朗君) おはようございます。

本日、川西町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私御多忙のところ御参集くださりまして、まことにありがとうございます。

また、平素は町政の推進に御尽力をいただいておりますこと、御理解、御協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本日提案いたします議案は、平成20年度一般会計補正予算の専決を初めとする承認案件が8件でございます。そして、平成21年度一般会計の補正予算を初めとして、補正予算関係で8件、条例の改正1件、そして人事案件で1件でございます。

多数でございますが、何とぞよろしく御審議賜りますことをお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長 (森本修司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番 中嶋正澄君及び10番 芝和也君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日より18日までの4日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (森本修司君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より18日までの4日間と決定いたします。

日程第3、諸報告に入ります。

議長報告として、「日本政府に対し、日米地位協定・裁判権放棄の日米密約公表・廃棄を求める地方議会決議に関する陳情」と、町長より行政報告として、報告2、平成20年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書、報告3、平成20年度川西町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越明細書をお手元に配付いたしておりますので、ご清覧おき願います。

次に、報告4、平成21年3月から平成21年5月期までの例月出納検査の結果報告、木村監査委員より報告を求めます。

監査委員。

監査委員 (木村 衛君) 平成21年3月から21年5月期に実施いたしました例

月監査の結果を御報告申し上げます。

中嶋監査委員並びに寺澤監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定に基づきまして、平成20年度並びに21年度の川西町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに水道部長に必要な調書の提出を求めまして、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受けまして、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管につきましては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、ここに御報告申し上げます。

以上でございます。

議長（森本修司君） 監査報告が終わりましたので、日程第4、一般質問に入ります。

順次質問を許します。

10番議員 芝和也君。

10番議員（芝和也君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、子どもに係る貧困問題に関して、その対策を町長並びに理事者に質問いたします。

百年に一度と言われる今日の経済不況は多方面に大きな影響を及ぼしていることは、既に御承知のとおりで、改めて言うまでもありません。とりわけ、本人にはその責任は何もありませんが、この社会の中にごく普通に生まれてきて、普通に育って、普通に生きているだけの子どもたちにもその影響は例外なく及んでおり、本町住民の家計を直撃する格差と貧困の広がり、その深刻の度合いを増すことはあっても回復への兆し、先への希望や展望はなかなか見えてきていないのが現状であります。

こうした中、義務教育である小学校や中学校において、これら経済問題に起因した事象が広がりつつあるようであります。御承知のとおり、学校で使う教科書を初め、道具や設備は当然無償であります。PTA会費や給食費、ドリル等の教材費、遠足や修学旅行などの校外学習の費用、それから卒業アルバムの積み立てなどは、別途毎月各御父兄の口座から引き落とされており、学年によっても金額が異なりますが、小学校入学から中学校卒業まで、毎月おおむね6,000円強から1万数千円の費用がかかります。これらの子どもさんを抱えておられる世帯の年齢層は、全体では比較的若年層に当たりますし、平均的な収入状況からしても、毎月の負担としては決して軽いものではありません。収納の推移をたどれば悪化の傾向を示しており、厳しい環境にあることがうかがえます。結果、父母はもとより、学校にもさまざまに負担を及ぼしていることにもつながっております。

国立社会保障・人口問題研究所の阿部彩さんの調べでは、我が国の子どもの貧困率は、1990年代、つまり平成に入ってから上昇の傾向を示し始め、今日では14.7%に達しているということでありまして、実に子どもの7人に1人が貧困にあるという報告がなされています。これは、国際比較では高い水準にありまして、決して好ましい話ではありません。なぜこんな水準になるの

か。これは、税などの国民の負担と社会保障などの給付のバランスのぐあいはどうなっているかに左右される問題であります。つまり、税金を支払う一方で給付を受ける仕組みがあります。これは、低所得者層に対しては税負担が軽減され、給付率が高くなる所得再配分の仕組みであります。これがどうなっているのかということでありまして、言いかえますと、その国の政治の中身そのものに関わる問題です。普通は、この所得再配分を行いますと貧困率が下がりますが、我が国の場合は、残念ながら逆に膨らんでいまして、こうした現象は、OECD加盟国中、唯一の事態になっております。つまり、現在の我が国の仕組みでは、低所得者層ほど税負担が重くて、支給される給付のほうが少ない状態にあるということでありまして。

これらの所得による格差は、家庭での教材の購入状況や学習塾通いの有無など、統計上は学力格差にも相関関係としてあらわれているようでありまして、学力以外の方面でも、体の健康状態や児童虐待、非行への移行の促進化など、子どもの成長にも大きな影響を及ぼしているようでありまして。

いずれにしても、これらの解決は自治体レベルだけでは厳しいでしょうが、「義務教育はこれを無償とする」と憲法に規定されている国にあって、放置することは許されるものではありません。憲法を暮らしに生かす取り組みは、自治体運営の基本でもあります。

人間社会の営みはけっこうまいことになっておりまして、次代の担い手である子どもを社会全体で支えて、みんなが携わり、そして、将来その益は社会全体が受けるようになっていきます。こうした子どもへの対策は、自治体レベルで実施できるバックアップを打つべきと考えますが、町長はこの点いかがお考えになりますか。まずは次の手だてを求める次第であります。

1つ目として、県とも協議を進める必要はありますけれども、本町からの高校進学者に対しまして、経済的な理由からせつかくの高校生活を途中で断念せざるを得なくなるような、そういう事態は避けるべきでありますし、そういう事態に対応するべく、学費面での救済、貸し付け的な制度など、新たに活用できる制度の創設であります。

2つ目に、就学援助の制度の徹底です。現在実施の就学援助制度がすべての対象者に行き渡るように、学校の協力も得て、申請用紙の配布だけにとどまらずに、その回収も含めて、利用の有無には関係なく、すべての児童を対象に実施をし、個別に保護者が教育委員会窓口に行くことから始まる現状を改める措置を講じることであります。

3つ目に、給食費の負担等、2人、3人と子どものいる家庭では、年間を通せば大きな負担にもなることから、制度として減免や免除の拡充を設けるなり、不払いに対しては、学校での調整にせず自治体が立て替えるなり、調整機能は自治体の責任で果たして、保護者にはきちんと請求をして、子どもに非はないことから、行政の手だてを打つことを求めます。

4つ目として医療の分野でありますけれども、義務教育終了をその対象として、医療費無料化制度の年齢引き上げを目指しつつも、少なくとも小学校卒業までにその対象年齢を引き上げることを求める次第であります。

以上、これらの措置を講じて本町での子どもに係る貧困問題への対策として手だてを実施し、経済状態に起因する問題への対策を打つことを求める次第であります。御答弁、よろしくお願いいたします。

以上であります。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） まず、教育関係につきましても、教育長のほうから詳細について御説明申し上げます。

議長（森本修司君） 教育長。

教育長（森杉衛一君） おはようございます。

芝議員の御質問の件で、子どもに係る貧困への対策についての1番から3番について、教育委員会所管の部分を説明させていただきたいと思っております。

議員おっしゃるように、世界的な経済不況により、国民の生活や雇用状態が大変厳しい状態にあるということは認識しております。保護者の就労の悪化や収入減、あるいは日常生活に及ぼすもので、当然子どもの生活状況にも大きくかかわっておると思っております。このような環境の変化による精神的な不安もあり、家庭の経済状態の悪化により、子どもの就学費用が支払えなくなるということにつながっていくものと懸念されております。

1つ目の御質問の高校進学者に対する学費制度面での救済、貸し付け制度につきましては、奈良県が実施しております高等学校等奨学金制度で就学支援奨学金と育成奨学金があり、奈良県より貸し付けを行っていただいております。また中学校では、その他の各種高等学校等奨学金制度を含めて、保護者説明会あるいは進路指導時における周知を図っていただいております。

2つ目の就学援助制度についてでございますが、本町としては、経済的理由によって就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対して必要な費用を援助することによって義務教育の円滑な実施を図るため、川西町就学援助費事務取扱要綱を制定し、援助を行っております。あくまでも申請・認定制となっております。おっしゃるように、学校からも通知文を全児童に配布させていただいております。それをもって周知を図っておるんですけども、日常、担任あるいは校長、教頭が保護者との面談、あるいは日ごろの子どもの生活状況を把握して、この制度の円滑な活用を図っておる次第でございます。

3つ目の給食の負担についてでございますが、さきに申しました就学援助費補助制度に給食費も含まれておりますので、準要保護制度において、保護者非課税世帯を対象に実施しております。あるいは要保護については、生活保護費の中に含まれております。

それから、給食費の不払いの話になるんですけども、前年度決算における未納額については、ないというふうに報告を受けております。

以上のような内容で、経済的な理由で子どもが就学できないというようなことがあってはいけない、あるいは精神的な不安を抱えたまま学校生活を送ることも望ましくないと考えております。教育委員会としても今後も実態の把握に努めて、制度の円滑な活用を図るとともに、支援をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 次に、子どもに係ります小学校卒業までの医療費の助成制度の年齢を引き上げるべきだという話についてでございます。

子どもに係ります医療費助成事業は、国の少子化、生活弱者対策を踏まえて、奈良県におきましても平成18年10月に福祉医療制度の見直しが検討されております。福祉医療制度における乳幼児医療費助成制度につきましては、昭和48年から、乳児の死亡率が高かったことによりまして取り組まれてきたわけでございますが、平成9年には、有識者の意見を聞きながら、これを3歳児未満の乳幼児まで拡大され、さらには平成19年から義務教育就学前の児童まで、保護者の医療に係る負担の軽減を図ることを目的に実施されてまいりました。

本町におきましても、この制度改正に基づきまして随時取り組んできたところでございまして、支給要件については、平成18年8月までは所得制限を設けておりませんでしたけれども、自動償還払いの導入を機会に所得制限を設け、現在、支給要件として、平成19年8月から、ゼロ歳児から義務教育就学前の子どもの医療費について、主として養育する者の所得制限を設けて実施しております。医療保険の自己負担額相当額から定額一部負担金を控除した額について助成しているところでございます。平成20年度の実績につきましては、助成対象医療費932万円を助成しており、その財源内訳は、県補助金が437万円、一般財源として495万円となっております。また、平成20年度の平均支給対象者は433名で、平成21年5月末現在、459名が対象となっております。

なお、平成20年度の申請時において、327世帯中4世帯の子どもが養育する者の所得制限により非該当となり、未申請が18件ございました。

議員提案の小学校卒業まで対象年齢を引き上げますと、平成20年度決算見込みにおきます1人当たりの医療費に7歳から12歳までの助成対象医療費を見込みますと、約970万円となっております。全額県の補助対象とはなりませんので、970万円の一般財源が必要となるところでございます。

次に、母子医療費助成制度につきましては、これも県の補助基準どおりに所得制限を設けて実施しておりまして、母子家庭の母親と、そして18歳未満の児童に、これに準ずる者の医療費について、医療保険の自己負担額相当額から定額一部負担金を控除した額について助成をしているところでございます。

平成21年5月現在の乳幼児医療費助成制度におきましては、県下22市町村が支給要件における所得制限を撤廃し、6市町村が一部負担金を廃止して、母子医療費助成制度においては、15町村が所得制限の撤廃、6市町村が一部負担金を廃止している状況でございまして、近隣の市町村の状況や本町の財政状況などを踏まえながら、所得制限と一部負担金につきましては早急に撤廃を実施してまいりたい、このように考えております。

そして、対象になります年齢の引き上げにつきましては、これはやはり先ほど申しましたように930万円、約1,000万円の財源が必要になってまいります。加えて、制度化しますと、やはり継続する必要があります。早くか

ら我々も担当課で検討いたしておりまして、いろいろな方法がございますけれども、来年度から、そうしたことを導入して実施してまいりたい、このように思っておりますので、そのようにひとつ御理解をいただきたいと思えます。

議長（森本修司君） 芝議員。

10番議員（芝 和也君） まず、教育長の答弁をいただきました学校関係の部分についてであります。

基本的に現行制度で押さえている部分というのは、それなりに活用もいただいて、できるだけその制度が利用されるように、その徹底にも努めてもらっているという点は、十分に理解をしているところであります。

ただ、教育長もおっしゃっていましたように、いわゆる経済的理由によってそういった就学の機会をなくす、そこに制限が加えられるというようなことが起こってはならないという観点から、支援には努めていきたいというふうにおっしゃっておりましたし、そういう点では、制度をより一層利用しやすい方向に徹底していくというのが、今日の全体の状況からする役所の務め、行政の手だてではないかというふうに考えるところであります。

そういう点でも、貸付制度の問題でいいますと、別に町独自でお金を直接貸すわけでもありませんし、そういう点では、制度として設けて、いわゆる借りやすいように自治体が保障していく、その保障として自治体になって、自治体といいますと川西町の住民全体が保障していると。で、そういう就学の機会を奪われるような方に対しては、制度を上乗せする形で実施をして、学校を卒業して社会に巣立っていく、そして社会で活躍して、その収益、益は当時の社会全体が受け持っていくという考えのもとになっていくと思えますので、そういう点で、自治体が保障してしっかり制度を上乗せしていくという点で、制度の拡充を求めるところであります。

また、就学援助制度の利用の状況も、いわゆる現状では担任の先生を通じてすべての児童生徒を対象に、小学校、中学校、案内は配布しているところでもありますけれども、教育委員会窓口で申請という制度でありますから、申請していただくのは、各御家庭がそれぞれ個別に申請というのが現状であります。この援助の仕方にもよるんですけれども、全体の事例をいろいろ見てみますと、うちのように全員に配って個別に申請をしてもらっているというやり方のところと、初めから案内は別に学校を通じてせずに、直接住民からされているところと、もう1つは、全体に申請を配って、その後回収も全体からする、利用の有無に関係なく、全員から回収するという形でやっているところもあります。おおむねこの3つのパターンに分かれるようですけれども、利用率が高いのは、利用の有無に関係なく全体から回収するというところまできちんと手だてを打っているところが、制度の徹底という点では利用率が高いようであります。

そういう点で見ますと、これはやり方の問題ですので、せっかく制度が実施されているわけですから、それがより利用しやすい方向に、今うちで取り組んでいるやり方に加えて回収まで、どなたが利用されるか、されないかは、いろいろな個人情報保護の方法があると思えますけれども、それを利用しながら回収をして、全児童に今のように通知を出しているわけですから、回収も同じよ

うに全児童から回収をするという形にすれば、より一層それらの徹底が図れるというふうにも思います。この辺は十分検討し、実施をしていけるものではないかというふうに考えているところであります。

それと、給食費の実質の立て替えというのは、現在聞いている話では、ないようではありますが、全体としては、1年間の集金する総額の中でいろいろやりくりして、結果として年度を通しては立て替えにはなっていないということがありますので、財政的な負担は学校には今のところかかっていないというふうには伺っておりますが、いずれにしましても、その仕事に先生も相当時間をとられて、いろいろと先生の仕事の範疇がどんどん増えていっているというのも一方ではあると思うんです。そういう点では、自治体の予算が当然必要だと思いますけれども、事務専属のそういった職員の配置等々も実施をして、そして、自治体の責任として、行政の責任として、そういう不払いが生じた場合、回収も含めて将来の学校を卒業した後の督促もずっとやっておられるようですけれども、そういったことも学校の責任というよりも、行政、自治体の責任でやっていくべきではないかというふうに思います。

小学校の教育予算でいいますと、川西町ではきちんと教員にプラスして配置されている先生なども交付税の中に一般算入されていて、自治体の中では見えにくくなっていて、他町村ではそれらの先生の配置も余分にはしてもらってないところもあるけど、川西町はきちんとそういうこともやってもらっていて、よくしてもらってます、というふうに校長先生もおっしゃっていました。そういう点では、教育委員会の姿勢というのは学校現場では歓迎されているようでもありますし、加えて、今言いましたようなやり方で行政の責任できちんと手だてをして、教育公務員によって子どもを育てていく、同時に、今言いましたような事務的な部分は役所の責任できちんと手だてをとっていくという方向でやっていくことで、今の制度がより徹底して実施していけるものというふうに思いますし、制度は制度として拡充する方向でやりながら、そういった考え方や手の打ちようで解決できる問題は実施をしていくべきというふうに考えているところであります。

それから、医療費の問題ですけれども、新年度、来年度から対象を小学校卒業まで引き上げて実施をしていくというお話でありました。全体としては、町長がおっしゃいましたように、子どもの医療費の無料化に係る制度は、全国の自治体が少しずつ取り組み始めて、年齢もだんだんと拡充されてきて今日に至っているところでありますし、その考えは、やっぱり子どもを育てていくという観点で、全国に共通した取り組みであります。本来ここは国の制度として拡充していくべきものと思いますが、やっぱり自治体がそういうことを示していく中で、国の制度にも乗っかってくる部分もあると思いますので、そういう点で、始めていただくということですので、ぜひ継続して実施していただくことを重ねてお願いをしておく次第であります。

先ほどの教育の観点、町長としてどういうふうにお考えか、その辺の考え方がもしありましたら、答弁いただいたらというふうに思います。

以上であります。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） いろいろな制度、奨学金等もございます。学校現場でよく状況を把握しながら、数字もいろいろありますけれども、どういう方法がいいのかということ、学校の先生方とよく協議していくことが大切だと思いますし、今、芝議員がおっしゃいましたように、いろいろ方法がある中で、学校としてとりやすい、あるいはまた児童の保護者にとっても受け入れやすいという方法などを学校と十分に協議して進めていくべきだと思っておりますので、今後も教育委員会のほうでそうしたことを協議してもらうように我々も申していきたいと思っております。また、そうした実情を我々も把握しながら、今後どういうふうにするかということも含めて検討していきたい、こういうふうにお思っておりますので、そのように御理解いただきたいと思います。

議 長（森本修司君） これをもちまして一般質問を終わります。

これより議事に入ります。

日程第5、承認第1号、平成20年度川西町一般会計補正予算の専決処分について、日程第6、承認第2号、平成20年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算の専決処分について、日程第7、承認第3号、平成20年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算の専決処分について、日程第8、承認第4号、平成20年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について、日程第9、承認第5号、平成20年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分について、日程第10、承認第6号、川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第11、承認第7号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第12、承認第8号、平成21年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分についてまでの8承認案を一括上程したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

承認案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長（上田直朗君） 今議会に上程いたしました議案等の提案要旨について御説明申し上げます。

まず、今回専決して執行いたしました平成20年度の一般会計、介護保険事業勘定特別会計、介護保険介護サービス事業勘定特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、公共下水道事業特別会計の補正予算につきまして御説明いたします。

いずれも決算の見込みが明らかとなりましたことによります財源調整あるいは精算といったものが主でございます。

それでは、承認第1号、平成20年度川西町一般会計補正予算についてでございます。10ページをお願いいたします。

まず、歳出の部、款2 総務費でございます。

総務費のうち項1の総務管理費では、基金費において運用利回りの改善によ

りまして、積立額の増32万3,000円がありました。一方、各事業において効率的な執行に努め、より一層の精査を行ったこと及び精算による不用といったことにより減額いたしました。

次に、項2 徴税費につきましては、年金からの特別徴収実施に伴い加入いたしましたエルタックスについて、加入経費の見直しにより減額をいたしました。

このことにより、総務費におきまして、差し引き合計1,026万5,000円を減額したものでございます。

次に、款3 民生費でございます。11ページをお願いいたします。

民生費のうち、項1の社会福祉費のうち、社会福祉総務費につきましては、介護保険事業勘定特別会計及び介護保険介護サービス勘定特別会計への繰出金の実績による増、また、同項の老人福祉費につきましては、平成20年度に予定しておりました後期高齢者医療制度導入に伴うシステム改修費用に係る国庫補助金の一部返還が、平成21年度において行うことになったことによる減額でございます。

項3の人権施策費では、下永葬祭センター建設工事における入札減等でございます。

これらのことにより、民生費におきましては、合計193万2,000円を減額したものでございます。

次に、款4 衛生費でございます。11ページ下段を御覧願います。

衛生費では、項1の清掃総務費におきまして、消耗品費等の節減及び委託しておりますごみ・し尿等の処理量の減に伴う委託料の減によりまして、衛生費では1,020万円を減額したものでございます。

次に、款6 土木費でございます。12ページをお願いいたします。

土木費のうち、項2の道路橋梁費の減額につきましては、主に地方特定道路整備事業の結崎線におきます道路整備工程の変更及び経費節減等によるものでございます。

項3 都市計画費につきましては、公共下水道事業特別会計への繰出金を増額するものでございます。これは、平成20年度に行いました補償金免除繰上償還により、下水道事業における借り換えのための資本平準化債の起債額が制限されたため、その財源を補填するためのものでございます。

項4 住宅費につきましては、修繕費、改修・修繕工事及び下永公営住宅の建て替え工事における入札減、あるいは経費の節減による減額をしております。

これらによりまして、土木費におきましては、合計3,823万6,000円を減額したものでございます。

次に、款8 教育費でございます。13、14、15ページをお願いいたします。

教育費では、項1 教育総務費、項2 結崎小学校費、項3 唐院小学校費、項4 委託費、項6 幼稚園費、項7 社会教育費、項8 保健体育費におきまして、節減あるいは精算によりまして、光熱水費、臨時講師賃金、委託費といったものの減でございます。

これによりまして、教育費合計で1,197万9,000円を減額したものでございます。

また、歳入につきましては、地方交付税の増収及び歳出において御説明したとおり、執行時の精査及び精算による不用等により、財政調整基金からの繰入額を1億7,913万6,000円から1億5,599万5,000円減の2,314万1,000円とするなどの財政調整を行いました。

以上により、一般会計の歳入歳出につきましては7,261万2,000円の減額補正となり、この結果、平成20年度の一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ42億7,834万3,000円となります。

なお、平成20年度一般会計の予算関係といたしましては、地方特定道路整備事業に係る地方債補正を予算に連動して行うほか、先ほどの報告第2号の繰越明許費繰越計算書のとおり、国の昨年度の補正予算による臨時経済対策に対応しました定額給付金を初めとする事業及び工事工程のおくれによります公営住宅建替事業につきましては、平成20年度の事業費計2億9,892万6,000円のうち2億7,422万5,000円を明許分として財源とともに繰り越させていただいております。

また、報告第3号では、後期高齢者医療特別会計において保険料減額措置の変更に伴いますシステム改修費用につきまして、217万4,000円を財源とともに繰り越させていただいております。

次に、承認第2号、平成20年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。4ページをお願いいたします。

歳入歳出で230万6,000円の増となっておりますが、これは、年度末に当たり、実績に応じて歳入歳出の精算を行うものでございます。

これによりまして、同会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ5億7,419万2,000円となります。

次に、承認第3号、平成20年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算についてでございます。4ページをお願いいたします。

居宅介護サービス事業の事業量の減によりまして、歳入で居宅介護サービス収入が減となり、これを賄うため、一般会計繰入金を170万円の増としたものでございます。なお、同会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ9,326万円と、変わりません。

次に、承認第4号、平成20年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。4ページをお願いいたします。

回収管理組合によります回収額の減により、歳入で回収組合返戻金、歳出では返戻金によって積み立てる予定であった積立金を減としたものでございます。これによりまして、同会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ6,165万6,000円となります。

次に、承認第5号、平成20年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございます。3、5、6ページをお願いいたします。

同特別会計では、歳出では事業の実績による減額、歳入では資本平準化債から一般会計繰入金への財源振り替え等による調整を行ったものでございます。

これによりまして、歳入歳出それぞれ1,455万円を減額し、補正後の予算は、歳入歳出それぞれ7億376万4,000円となります。

また、ただいま申し上げました財源振り替えに伴い地方債限度額を減額し、限度額を3億8,660万円といたします地方債補正を同時に行ったものでございます。

続きまして、専決して今年度（21年度）の特別会計の補正をさせていただいた内容について御説明いたします。

平成21年度川西町住宅新築資金貸付事業特別会計補正予算についてでございます。4ページをお願いいたします。

これは、当年度の回収管理組合返戻金を前年度歳入に繰り上げて充用するためでありまして、同会計の歳入歳出それぞれ1,089万9,000円を増額し、補正後の同特別会計の予算額を歳入歳出それぞれ3,531万7,000円とするものでございます。

以上が予算関係の説明でございます。

続きまして、専決いたしました条例について御説明を申し上げます。

戻っていただきまして、承認第6号をお願いしたいと思っております。川西町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分としたものでございます。3枚目の「条例の概要」をお開きいただきたいと思っております。右の欄の概要を御覧いただきたいと思っております。

まず、町民税関係では、1つは優良住宅の造成等のため、長期譲渡所得に係る課税の特例措置を平成26年度まで延長するもの、そして2つ目は、株式等の配当所得及び譲渡所得に対する軽減措置に関するものでございます。固定資産税関係では、本年度の評価替えに対して税負担の調整措置を継続するものでございます。

次に、承認第7号の川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

これは、国民健康保険法施行例の一部改正に伴うものでございます。3枚目の「条例の概要」を御覧いただきたいと思っております。

国民健康保険税に含まれます介護保険納付金の課税限度額を、現行の9万円を10万円とするものでございます。

以上が専決処分の承認を求めるものでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

議 長（森本修司君） 町長の説明が終わりましたので、ただいまより承認案の審議に入ります。

承認第1号から承認第8号までの8案件について、質疑ございませんか。

芝議員。

10番議員（芝 和也君） それでは、ただいま説明のありました承認案のうち、承認第1号、20年度の一般会計補正予算についてであります。

この中で、12ページ、いわゆる結崎線の道路改良工事工程変更によるもの

という説明でありました。これは、学校の建て替えと関連するものというふうに思います。新年度予算でも同額予算は積まれているのが現状ですけれども、結局、学校がいつ、どう建て替わるかという時期によって、これの工事の執行が決まってくると思いますけれども、まずはその辺のところ、これまでのところでは二、三年の間積み立てをしていって、建設の計画で今の場所で3工期ぐらいに分けて、うてかえしながらやっていくという説明ではありますが、その計画について、基本的に同じ線ですと行くから、この工程変更の予算の枠取りの繰り返しで進めていくことになるのかと思いますが、その辺の説明、見直しをお伺いしたいと思います。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 今、国のほうでいろいろな制度が変わりまして、特定道路……、名前はちょっと全部覚えていませんけど、今まで継続していた補助事業の中で、特に今回また新年度で、地方に対しまして交付金で支給される事業の新たな制度が創設されました。そういう制度ができましたので、その制度を適用してこの事業をしたほうがいいのか、ちょっと今検討しているところでございます。道路整備の部分につきましては、西のほうでプールにかかるわけですが、このプールについては全く対象にならなかったわけですが、今また新たな制度が国土交通省のほうでできたので、それらの制度を十分精査しながら、それを適用していこうかという思いも持っておりますので、ちょっと保留しております。それらの一番有利な制度をまず適用していきたいなど、こういうふうに思っておりますので。

ちょっとこの部分につきましては、早く道路拡幅して住民の皆さんが有効に活用できるようにと思っていたんですけれども、そうした新たな制度がまた国のほうで導入されてまいりましたので、それらとあわせてどちらを採用していくかということについても検討していきたい、こういうふうに思っております。

議 長（森本修司君） 芝議員。

10番議員（芝 和也君） いずれにしても、ずっと駅前まで含めて、学校前の部分を除いて道路が整備をされてきた。漏れ聞く話は、ずっと系統的に工事を進めてきて、だんだんできてきたなという話なんですけど、結局残ったのが学校前の道路で、民地が皆協力してるけども、最終的にはそこだけが残ってしまっているという目で、せっかくの道だから、早くつけて、一気にすっと通るよというところで御意見をお持ちの皆さんもおいでのようにありますが、財政的、財源的な問題で有利な方向で事業を進めていきたいというお話でありますし、そこら辺のところは、そういう思いを皆さんにお示しをして、理解をいただくということが基本的には大事ではないかというふうにも存じます。

そういう点でも、その辺のいきさつも含めまして、全体で計画を示して、こういう方向で行きたいという合意と納得、その辺を示しながら進めていくことが大切ではないかというふうに思いますので、そういう点では、その辺の周知も含めて、改めてきちんと実施をしていけばというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） どういう方法でいくかということが決まりましたら、また周辺の方々も含めて、学校も含めまして、保護者の方も含めまして、周知を図っていきたいと思いますので、ちょっとしばらく待っていただきたいと思います。

議 長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。
討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。
承認第1号から承認第5号の5承認案について、賛成の方の挙手を求めます。
（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、5承認案は、原案のとおり承認いたしました。
次に、承認第6号及び第7号の2承認案について、賛成の方の挙手を求めます。
（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、2承認案は、原案のとおり承認いたしました。
次に、承認第8号について、賛成の方の挙手を求めます。
（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本承認案は、原案のとおり承認いたしました。
次に、日程第13、議案第26号、平成21年度川西町一般会計補正予算について、日程第14、議案第27号、平成21年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、日程第15、議案第28号、平成21年度川西町老人保健特別会計補正予算について、日程第16、議案第29号、平成21年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、日程第17、議案第30号、平成21年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について、日程第18、議案第31号、平成21年度後期高齢者医療特別会計補正予算について、日程第19、議案第32号、平成21年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について、日程第20、議案第33号、平成21年度川西町水道事業会計補正予算について、日程第21、議案第34号、川西町国民健康保険条例の一部改正について、日程第22、議案第35号、川西町道路線の認定ついてまでの10議案を一括上程いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括上程いたします。
議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町長（上田直朗君）　　続きますして、議案第26号から第33号までの平成21年度の一般会計、特別会計及び水道事業会計の補正予算並びに条例等の改正について御説明を申し上げます。

まず、議案第26号、平成21年度川西町一般会計補正予算についてでございます。7ページをお願いいたします。

当会計全体にわたることでございますけれども、議会費、総務費ほか各科目において、人件費についての補正でございます。これらは主に4月1日付人事異動やその後の人員配置の変更に伴います経費の移動等によるものでございます。また、特別会計への繰入金につきましても、同様の理由により補正を行っております。

人件費以外の主なものといたしましては、10ページ下のほうですけれども、民生費、項1 社会福祉費の老人福祉費の償還金利子及び割引料169万9,000円は、後期高齢者医療制度の導入に伴う電算システムの改修費用に係る国庫補助金の一部返還のための費用でございます。

続きますして、14ページをお願いいたします。ページ上段の衛生費、清掃費、清掃総務費の備品購入費552万6,000円の増は、20年間使用しておりました資源ごみ収集用2トンダンプの故障・廃車に伴い、買い換えるための経費でございます。なお、財源につきましては、今補正予算では一般財源として計上しておりますが、現在審議中の国の補正予算にあります地域活性化経済危機対策臨時交付金の活用を予定しているところでございます。

17ページ上段に移りまして、教育費、教育総務費、事務局費の工事請負費200万円の増は、川西小学校の通学路の危険箇所には危険防止のための表示板等を取りつけるための経費でございます。

18ページをお願いいたします。ページ上段の社会教育費、社会教育総務費の委託料及び補償補填及び賠償金の減は、現在共同アンテナを設置しております電波障害対策のデジタル化対応費用といたしまして、平成20年度計上の経費を繰り越したことにより、予算が重複することとなりますので、平成21年度予算の当該経費を減額するものでございます。

これらの歳出を賄う歳入につきましては、前年度繰越金で調整することとしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ578万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これによりまして、平成21年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億9,513万4,000円となります。

次に、議案第27号、平成21年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。4ページを御覧いただきます。

同特別会計につきましては、4月1日付人事異動に伴う人件費関係の補正によるもので、歳入につきましては一般会計よりの繰入金で調整しております。

以上によりまして、歳入歳出で318万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。これによりまして、平成21年度の同特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ9億4,623万1,000円となります。

次に、議案第28号、平成21年度川西町老人保健特別会計補正予算についてでございます。4ページをお願いいたします。

同特別会計につきましては、平成20年度決算に合わせて繰越金の調整を行うとともに、過年度分精算のために支払い基金あるいは国への返還金を計上しております。このため、1,084万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。平成21年度の同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,372万6,000円となります。

次に、議案第29号、平成21年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。4ページをお願いいたします。

こちらは、4月1日付の人事異動による人件費の調整を行うため、25万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これによりまして、平成21年度の同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億241万1,000円となります。

次に、議案第30号、平成21年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算についてでございます。4ページをお願いいたします。

こちらは、人件費の共済負担金率の変更による調整でございます。これによりまして、5万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。21年度の同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,458万1,000円となります。

次に、議案第31号、平成21年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。4ページをお願いいたします。

こちらにも4月1日付の人事異動による人件費の調整を行うもので、歳入といたしましては、一般会計繰入金で調整をいたしております。これによりまして、71万5,000円の減額補正をお願いするもので、平成21年度の同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ8,834万8,000円となります。

次に、議案第32号、平成21年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございます。4ページをお願いいたします。

こちらにも4月1日付の人事異動による人件費の調整を行うものでございまして、34万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。平成21年度の同特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,037万8,000円となります。

次に、議案第33号、平成21年度川西町水道事業会計補正予算についてでございます。

同会計につきましても、4月1日付の人事異動及び共済負担金率の変更に伴うものでございます。収益的収入及び支出の予算額のうち水道事業費用において366万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。支出の水道事業費用の総額は2億4,456万8,000円となるものでございます。

以上が21年度の補正予算関係でございます。

続きまして、条例の一部改正と予算外の議案について御説明申し上げます。

議案第34号、国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

1枚めくっていただきまして、こちらは、少子化対策といたしまして、出産

に伴う経済的負担の軽減のため、出産育児一時金を4万円引き上げるものでございます。施行期日は平成21年10月1日でございます。23年3月までの暫定措置となっております。

続きまして、議案第35号、川西町道路線の認定についてでございます。

1枚めくっていただきまして、こちらは、結崎地内で開発の際に整備いたしました道路について、開発業者から寄附を受け、町道として認定するものでございます。場所につきましては、3枚目に記載のとおりでございます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議 長（森本修司君） お諮りいたします。

ただいま説明のありました日程第13、議案第26号から、日程第22、議案第33号までの10議案につきましては、18日に審議をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

続きまして、日程第23、選挙第4号、川西町選挙管理委員会の委員の選挙について及び日程第24、選挙第5号、川西町選挙管理委員会の補充員の選挙についてを一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法といたしましては、議長よりの指名推選によりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認めます。

選挙管理委員会の委員には、福山清一君、河村一哉君、木寅學君、富士川温彦君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方を、選挙管理委員会の委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました福山清一君、河村一哉君、木寅學君、富士川温彦君、以上の方が選挙管理委員会の委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員会の補充員には、郡司長史君、川合正規君、吉田正美君、吉田昌廣君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方を、選挙管理委員会の補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認めます。したがいまして、ただいま指名いたしました郡司長史君、川合正規君、吉田正美君、吉田昌廣君、以上の方が選挙管理委員会の補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認めます。したがいまして、補充の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序に決定いたしました。

続きまして、日程第25、同意第2号、川西町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（上田直朗君） 日程第25、同意第2号の川西町固定資産評価審査委員の選任についてでございます。

本町の固定資産評価審査委員会の委員であります丹羽弘昌様が、今回任期を迎えられますので、引き続き同氏に委員就任を願いたく、選任の同意をお願いするものでございます。

住所は川西町大字結崎82番地でございます。昭和11年7月21日生まれの方でございます。

よろしくお願ひいたします。

議 長（森本修司君） ただいま町長より説明のありました同意第2号について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

本日はこれにて散会し、明日16日は休会とし、6月18日午前10時に再開いたします。

長時間ありがとうございました。

（午前11時03分 散会）

平成 2 1 年川西町議会
第 2 回定例会会議録

(第 2 号)

平成 2 1 年 6 月 1 8 日

平成21年川西町議会第2回定例会会議録（再開）

| | | |
|--------------------------------|---|------------|
| 招集年月日 | 平成21年6月18日 | |
| 招集の場所 | 川西町役場議場 | |
| 開 会 | 平成21年6月18日 午前10時 宣告 | |
| 出席議員 | 1番 松本史郎 2番 香川明英 3番 島田育浩 4番 宗行正昭 5番 今田吉昭 6番 寺澤秀和 7番 森本修司 8番 杉井成行 9番 中嶋正澄 10番 芝 和也 11番 大植 正 | |
| 欠席議員 | 12番 石田晏三 | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町長 上田直朗 副町長 松本ひろ子 教育長 森杉衛一 理事 大山泰司 産業建設部長・水道部長 松本公一 福祉部長 山嶋健司 総務課長 森田政美 企画財政課長心得 西村俊哉 | |
| | 監査委員 木村 衛 | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議会事務局長 中峯潤子 議会事務局 高間隆弘 モニター係 中川直樹 | |
| 本日の会議に付した事件 | 別紙議事日程に同じ | |
| 会議録署名議員の氏名 | 議長は会議録署名議員に次の2人を指名した | |
| | 2番 香川明英 議員 | 3番 島田育浩 議員 |

川西町議会第2回定例会(議事日程)

平成21年6月18日(月) 午前10時00分再開

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 |
|-----|-------------------|--------------------|
| 第 1 | 議案第26号 ～議案第35号 | 質 疑・討 論 採 決 |

(午前10時00分 再開)

議長(森本修司君) 皆さん、おはようございます。

会議に先立ち、12番 石田晏三議員より本日の定例会への欠席届が提出されておりますので、御報告させていただきます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって、これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。

過日、当局より提案説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

議案第26号、平成21年度川西町一般会計補正予算についてから、議案第35号、川西町道路線の認定についてまでの10議案について、質疑ありませんか。

芝議員。

10番議員(芝 和也君) それでは、今般提案されております10議案のうち、議案第26号、21年度の一般会計補正予算についてであります。

その中で、議案書のページで言いますと14ページですけれども、先だつての町長の提案説明で、清掃の公用車の買い換え、これの説明で、その財源として、今般国の補正でも組まれています地域活性化に関連する交付金、これを充てていきたいという説明でありました。その地域活性化に関連する交付金の目的、使い道は自治体としてそれぞれあると思うんですけれども、どういう活用ができるのか、その内容をお示しいただきたいと思ひます。

その上で、町長自身、それを活用してどういうふうにかかそうという構想をお持ちなのか、お伺ひしたいと思ひます。

議長(森本修司君) 町長。

町長(上田直朗君) 理事のほうから説明いたします。

議長(森本修司君) 大山理事。

理事(大山泰司君) 事務的なことにお答えさせていただきます。

ご存じのように、国の経済対策、20年度の補正予算は3次までやりましたけれども、21年度につきましても補正予算を早々に組みまして、今審議中でございます。名前は地域活性化経済危機対策ということで、まず交付金を配分いたしまして、総計で1兆円程度だったかと思ひますけれども、その分が出ております。各市町村に今の段階でそれぞれ実施計画をつくっておいてくださいという指示が出ておまして、その中でこの事業を充てていこうということで説明させていただいたものでございます。

その内容、詳細、あと、どれだけの規模がいただけるのかということにつきましては、

まだまだこれからでございますので、詳細についてはちょっと申し上げにくいんですけれども、公用車を初めとして、こういった事業の形で、まずはどうしても要るもの、皆様の生活に直結するようなものに充てていきたいと。国のこの経済対策は、はっきり申しまして幅広い解釈ができるものでございますので、できるだけ使えるものは使っていきたいというふうにかかしております。

以上でございます。（「町長自身、どういう構想をお持ちか」と芝議員呼ぶ）

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 今、新年度で国のほうで補助金じゃなしにいろいろな交付金という形で制度が設けられております。先日も芝議員さんがおっしゃいましたように、小学校の手前の道路の拡幅なんですけれども、今までは特定地方道路整備事業ということで、その事業を充てながらしてきたんですけれども、今年から地域活力基盤創造交付金という交付金が設けられまして、それが今、国のほうで示されまして、それぞれ地方にそうした説明が行われております。それを適用しますと、補助率あるいはまた包括する範囲が非常に多くなってきております。

それと同様に、今のこの地域活性化経済危機対策臨時交付金という臨時的な交付金なんですけれども、今回示されました。こういう交付金を活用しながら、非常に範囲が広いわけでございますので、補助率と申しますか、交付金の率の高いものを即対応させてもらおうということで、今しているところでございます。

こういう交付金が今年には新たにいろいろ出てきておりますので、こうしたものを活用しながら、地方の財源について予定しているものに充当していきたい、こういうふうに思っておりますので、これからもこうしたものを大いに活用してまいりたい、このように思っております。

議 長（森本修司君） 芝議員。

10番議員（芝 和也君） 今お話のありましたように、20年度の補正で国が組んだものを、活用の中身が非常にいきにいったというようなことから、21年度も同様の趣旨の交付金が組まれているようであります。町長の今のお話でいいますと、その交付金を今組んでいる財源のところはどう充当していこうかというようなことで、先ほど理事の説明の実施計画などに基づいて具体的な中身を精査して、それに充てていこうという話かと思えます。

総務省の交付金について、自治財政局の財政課長名で4月に内簡が出されまして、それぞれ通知されております。その趣旨によりますと、そのとおりに読んでみますと、今回の補正予算については、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、積極的に経済危機対策に取り組むことができるよう、地方公共団体への配慮のための予算措置を講じると、こういうことでもあります。その上で、極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、経済危機対策に基づき、地方公共団体への配慮として地域活性化公共投資交付金及び地域活性化経済危機対策臨時交付金、これを交付するということになっております。それぞれ地域経済の状況に応じて果敢な対応を積極的かつ弾力的に行うことと、これが国から地方に対しての通知の中身ということでもあります。

具体的にどういう中身になっているのかといいますと、地方公共団体において地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全安心の実現、その他将来へ向けた地域の実情に応じ、きめ細かな事業を積極的に実施できるよう活用してくださいと、こういう話であります。ですから、これでいきますと、組んだ財

源に充当という側面よりも、やっぱり今回の交付金を活用して地域経済にどう生かしていくかという側面でいろいろ創意工夫、英知を結集して活用してほしいと、そういう内容ではないかと思っておりますので、筋からしますと、組んでいる財源に充当するというよりは、新たな使い道に生かしていくという筋ではないかと思っておりますが、その点は、使い方としてはいかがお考えになるでしょうか。いわゆる組んだ財源に充当さすというのが今般の議案、公用車の購入の財源に充てるということもそうですし、先ほどの町長のお話も、どちらかといえばそういう範囲内の話であったと思っておりますけれども、内簡の通知の趣旨からしますと、新たな方面での活用ということがくみ取れるのではないかというふうに思うんですけども、そここのところの判断はどうかということで、再度お伺いしたいと思います。

議 長（森本修司君） 町長。
町 長（上田直朗君） 理事のほうから。
議 長（森本修司君） 大山理事。
理 事（大山泰司君） 再度説明させていただきます。

今般の公用車の補正というのは、これは6月の補正予算でございますので、財源の振り替えというのには当たらない。要するに、今年度になりまして新しく始めた事業についてはこれを充当できるわけでございます。ただいま国会審議中で、まだ通っておりませんが、実施計画をつくりなさいという指令は、今年度新しく起こす事業ですね、こういった補正も含めまして、こういった形のものに充てられますよということでございますので、今提案しております公用車の財源に充てるということは、その内簡の内容と不一致のものではございませんので、御了解いただきたいと思います。

あと、今年度新たな行政需要も出てまいりますし、当初予算でどうしても組めなかったものもございまして、そういった形で、より充実させるような形のものにつきましても実施計画で出ていくのかなと。ただ、そうした形のものには私どもだけでできるものではなく、これから国との協議というものを踏まえまして完成するものでございます。そういった形ものは、また改めまして補正予算という形で本議会のほうで審議いただくということになるかと思っております。

以上でございます。

議 長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。
討論ありませんか。
芝議員。

10番議員（芝 和也君） それでは、今般提案の議案第26号、平成21年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第35号、川西町道路線の認定についてまでの全10議案に対する討論を行います。

態度表明としましては、すべて賛成の立場からのものであります。

各予算関係の補正内容は、基本的にはこの春の人事異動による人件費関係の

調整ですし、28号の老人保健会計では、過年度分の精算によるものですし、条例関係では少子化対策として、5年間の暫定措置ではありますが、出産育児金の増額補正であります。それぞれ有効に生かせる措置が講じられているものと判断し、すべて賛成するものであります。

このうち、21年度の一般会計補正予算でその活用が検討されている問題として、地域活性化や雇用創出に向けた国の臨時交付金の問題ではありますが、ただいまの審議でもありましたように、今般の緊急措置は、自治体の創意工夫で思い切ってしっかり活用せよと、積極的な活用が呼びかけられている内容となっています。とはいうものの、全国から手が挙がる問題ですから、手を挙げて、うちがうまいこと認定されるかどうかという側面はありますが、いずれにせよ、この呼びかけにこたえて大いに活用すべきと心得ます。

そういう点では、これまでも議論の俎上に上っているような内容を思い切って検討するべきではないかと、かように考えます。安全安心まちづくりの観点からも、本年6月1日から義務化の始まった既存住宅への自動火災報知機の設置や災害救助用物資や救助設備の充足への活用、地球温暖化対策として自然エネルギーの公共施設への設備の転換等々、継続実施は難しいとしましても、単年度の取り組みとして新たな分野で積極的に工夫を凝らして有効活用の道を探るべきと心得ます。

今後の議会で具体的な中身の提案がなされるとのことです。期待をしているところではありますが、要は、新たな分野へ踏み出すことが肝心です。方向として既存の対策に対してこの財源を充当していくことではないという話でありますから、交付金の活用の意義が十分に発揮されていくものと考えます。

これらの点も踏まえ、ぜひこれまで議論の俎上に上った問題も検討に加えるよう申し述べまして、今般提案の全10議案については賛成するものであります。

以上であります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

議案第26号から議案第33号までの議案について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第34号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第35号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

先日の芝議員の一般質問のうち、医療費助成の対象年齢等について、上田町長より再説明があります。

町長。

町 長（上田直朗君） 先日、6月15日の芝議員の一般質問にありました医療費助成制度の対象年齢の引き上げ等の件につきまして、改めまして説明をさせていただきます。

子どもを取り巻きます貧困問題への対応の必要性から、福祉医療制度の一つであります乳幼児医療費助成制度における所得制限、負担金あるいは年齢制限といったものの改善について、近隣の状況あるいは財政状況を勘案しながらも、早期の実現に向けて前向きに検討していく旨のお答えをさせていただきました。

考えてみますと、少子化対策、安心安全社会の実現の重要性は変わるものではございませんが、貧困問題は子どもに限定されるものでもなく、やはり福祉医療制度全体として考えていくべきであるというところから、改善内容につきましては再検討する必要があると、また、福祉医療制度は条例により定めているところであり、議会にお諮りする必要があることから、具体的な内容、時期等につきましては、改めて検討の上、9月定例議会に条例改正案としてお諮りしたいと存じておりますので、御了解いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、貧困問題、特に子どもを取り巻きます状況の改善についての重要性は十分認識しておりまして、前向きに、そして具体的に実現していくという姿勢に変わりはありませんので、よろしく御了解いただきたいと思います。

議 長（森本修司君） 以上をもちまして、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶を受けることにいたします。

町長。

町 長（上田直朗君） 平成21年第2回川西町定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

この議会におきまして、多数の案件がございましたが、慎重に御審議を賜り、全議案について承認、議決、また同意をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

厳しい財政状況が続いておりますけれども、川西町の着実な発展・充実のために、行財政改革をさらに進めながら、堅実な行財政運営を基本とした町政の運営を図っていくことが大切だと思っております。

審議を通じまして議員からいただきました御意見や御指摘をこれからも参考にして取り組んでまいる所存でございますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます、閉会に当たりましての御礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（森本修司君） これをもちまして、平成 2 1 年川西町議会第 2 回定例会
を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前 1 0 時 1 7 分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成21年6月18日

川西町議会

議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

| 議案番号 | 件名 | 議決月日 | 審査結果 |
|----------|---|----------|------|
| 報告 2 | 平成 2 0 年度川西町一般会計繰越明許費計算書 | 6 月 15 日 | 原案承認 |
| 報告 3 | 平成 2 0 年度川西町後期高齢者医療特別会計繰越明許費計算書 | 6 月 15 日 | 原案承認 |
| 承認第 1 号 | 平成 2 0 年度川西町一般会計補正予算の専決処分について | 6 月 15 日 | 原案承認 |
| 承認第 2 号 | 平成 2 0 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算の専決処分について | 6 月 15 日 | 原案承認 |
| 承認第 3 号 | 平成 2 0 年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算の専決処分について | 6 月 15 日 | 原案承認 |
| 承認第 4 号 | 平成 2 0 年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について | 6 月 15 日 | 原案承認 |
| 承認第 5 号 | 平成 2 0 年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分について | 6 月 15 日 | 原案承認 |
| 承認第 6 号 | 川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について | 6 月 15 日 | 原案承認 |
| 承認第 7 号 | 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について | 6 月 15 日 | 原案承認 |
| 承認第 8 号 | 平成 2 1 年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について | 6 月 15 日 | 原案承認 |
| 議案第 26 号 | 平成 2 1 年度川西町一般会計補正予算について | 6 月 18 日 | 原案可決 |
| 議案第 27 号 | 平成 2 1 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について | 6 月 18 日 | 原案可決 |
| 議案第 28 号 | 平成 2 1 年度川西町老人保健特別会計補正予算について | 6 月 18 日 | 原案可決 |
| 議案第 29 号 | 平成 2 1 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について | 6 月 18 日 | 原案可決 |
| 議案第 30 号 | 平成 2 1 年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について | 6 月 18 日 | 原案可決 |
| 議案第 31 号 | 平成 2 1 年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について | 6 月 18 日 | 原案可決 |
| 議案第 32 号 | 平成 2 1 年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について | 6 月 18 日 | 原案可決 |

| | | | |
|----------|----------------------------|----------|------|
| 議案第 33 号 | 平成 2 1 年度川西町水道事業会計補正予算について | 6 月 18 日 | 原案可決 |
| 議案第 34 号 | 川西町国民健康保険条例の一部改正について | 6 月 18 日 | 原案可決 |
| 議案第 35 号 | 川西町道路線の認定について | 6 月 18 日 | 原案可決 |
| 選挙第 4 号 | 川西町選挙管理委員会の委員の選挙について | 6 月 15 日 | 原案可決 |
| 選挙第 5 号 | 川西町選挙管理委員会の補充員の選挙について | 6 月 15 日 | 原案可決 |
| 同意第 2 号 | 川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について | 6 月 15 日 | 原案同意 |